

世田谷区制施行 95 周年ロゴマーク募集要項

1 趣旨

世田谷区は、令和 9 年 10 月 1 日で区制 95 周年を迎えます。

そこで、区制 95 周年をより効果的に PRすると共に、区政に対し親しみを感じていただくため、区制 95 周年記念のシンボルとなるロゴマークの原案を募集します。

2 募集期間

令和 8 年 8 月 1 日(土)から 8 月 31 日(月)まで

3 募集内容

区制 95 周年記念のシンボルとなるロゴマークの原案を募集します。

※ お一人 1 点までの応募とします。

4 応募資格

募集期間内に世田谷区在住、在勤、在学である方とします。

5 応募基準

(1) 自作未発表のものであること。

(2) 区制 95 周年であることを印象づけるデザインであること(「95」、「世田谷」の文字を使用する等)。

(3) 紙申請の場合は、応募用紙(別紙)の枠内に収まる大きさであること。

6 応募方法

(1) 電子申請

世田谷区ホームページ(ページ ID: 33880)よりご応募ください。作品データは JPEG・JPG・PNG・PDF・GIF のいずれか、サイズは 5MB 以内とします。

(2) 紙申請

応募用紙(別紙)に必要事項を記入のうえ、世田谷区総務部総務課総務係まで郵送またはご持参ください。

7 審査、決定方法

(1) 審査

①区で設置した世田谷区制施行 95 周年ロゴマーク選定委員会(以下、選定委員会)により、最終候補作品を選定します。

②最終候補作品の中から区民投票により、最優秀作品候補を選定します。

(2) 決定

選定委員会により最優秀作品を決定します。

8 結果発表

最優秀作品は、応募者へ直接ご連絡するとともに、応募者の氏名を含め、区のホームページ、広報紙及び区公式SNSにて公表いたします。

9 表彰

最優秀作品は、令和9年新年のつどい（令和9年1月10日（日））で表彰をします。

10 作品の取り扱い

- （1）最優秀作品として選定された作品は、区が行う各種イベント等のポスター及びチラシ、区ホームページ等において使用します。この際、デザインの一部を修正する場合があります。
- （2）応募作品は、区制95周年記念式典当日に展示する場合があります。なお、展示の際には応募者の氏名を掲載させていただきます。

11 注意事項

- （1）最優秀作品として採用された作品に関する著作権・所有権等の一切の権利は、世田谷区に帰属し、当該作品の応募者は、採用決定後に世田谷区との間で、著作権譲渡契約書（3ページ参照）を取り交わしていただきます。
- （2）応募にかかる費用は全て応募者による負担とし、応募作品の返却は行いません。
- （3）最優秀作品として採用が決定した後に、当該作品が他の著作物の著作権・プライバシー権等を侵害する恐れのあることが判明した場合には、採用を取り消すものとします。
- （4）作品に関して、第三者との間で権利侵害等のトラブルが生じた場合の全ての責任は応募者が負うものとします。また、損害賠償請求が提起された場合などは応募者自らの責任と費用で解決してください。区では一切の責任を負いかねます。なお、作品に関連して、区が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- （5）氏名や住所等に虚偽があった場合、応募を無効とする場合があります。
- （6）募集要項に違反する疑いがある場合や、公序良俗に反する、特定の団体を利する、あるいは政治的・宗教的意図が強いと判断される作品は、審査対象から除外します。
- （7）本要項に定めのない事項については、区の判断により決定します。
- （8）応募の時点で、「10 作品の取り扱い」及び「11 注意事項」に同意したものとみなします。

12 問い合わせ・応募先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区総務部総務課総務係（東棟4階）

電話 03-5432-2062 FAX 03-5432-3000

著作権譲渡契約書 記入例

世田谷区（以下「甲」という。）及び著作者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、別紙に表示する「世田谷区制施行 9 5 周年ロゴマーク原案」（以下「本原案」という。）に係る著作権の譲渡に関し、次のとおり契約を締結する。

第 1 条 乙は、本原案に係る全ての著作権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 7 条及び第 2 8 条の権利を含む。）を無償で甲に譲渡する。

第 2 条 乙は、甲又は本原案に係る著作権を正当に承継した者に対し、氏名表示権及び同一性保持権を行使しないものとする。

第 3 条 乙は、本原案が第三者の著作権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証する。

第 4 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議して決するものとする。

第 5 条 この契約に関する訴訟の第 1 審管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

令和 8 年●月●●日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
世田谷区
代表者 区長 保坂 展人

乙 東京都世田谷区〇〇■丁目■番■号
世田谷 太郎

印